

住宅改修が必要な理由書

被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載します。

理由書^{*1}を作成するのは、基本的には介護支援専門員としますが、市町村が行う住宅改修指導事業（リフォームヘルパー事業）等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療または建築の専門家^{*2}も含まれます。その場合、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画を作成している介護支援専門員と十分に連絡調整を行うことが必要です。

* 1 介護支援専門員が理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。また、介護支援専門員または居宅介護支援事業者が、自ら住宅の設計・施行を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料、紹介料を徴収したりすること等は、認められません。

* 2 市町村から委任や委託等を受けて、相談助言等を行っている専門家（市町村職員を含む）に限られます。これは、介護保健法で、住宅改修費は市町村が必要と認める場合に限り支給することとされているためです。したがって、単に相談助言等を行っているというだけでは、理由書を書くことはできません。

完成後の状態を確認できる書類等

改修の箇所ごとに、改修前、改修後それぞれ写真を撮影し、添付します。
（デジタルカメラからのプリントでも可）
写真は、それぞれ日付の入ったものとします。

住宅の所有者の承諾書

住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要となります。

住宅の所有者が家族の場合は、簡略書式「住宅改修承諾書2」を使用することができます。